

お知らせ

長崎県
統計課から

10月20日は社会生活基本調査の日です

平成23年10月20日現在で、県内20市町（小値賀町除く）の約1,600世帯を対象に社会生活基本調査が行われます。

この調査は、国民の生活時間の配分や学習・研究、スポーツ、趣味・娯楽旅行・行楽など、自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的としています。

調査員が、調査票を10月上旬から調査世帯に配布し、10月下旬までに回収しますので、ご協力をお願いします。



問合せ先

社会生活基本調査コールセンター TEL 0570-08-1020 ※9月1日開設
長崎県統計課 TEL 095-895-2225

無料法律相談所の開設 「法の日」週間(10月1日~7日)行事として、無料法律相談所を開設します。

と き	10月3日(月) 午前の部 10時から12時まで 午後の部 13時から16時まで (受付は15時40分まで)	共 催	長崎地方裁判所、長崎家庭裁判所、長崎地方 検察庁、長崎地方法務局、長崎県弁護士会
場 所	メルカつきまち5階会議室(長崎市築町3 番18号)		※予約は必要ありません。 当日、会場に直接お越しください。
相談内容	金銭、土地、建物、夫婦、親子、相続、登記、人 権問題など	問い合わせ	長崎家庭裁判所事務局総務課庶務係 電話 095-804-4144



登録受付中 消費者サポートメール「sapo之助」

消費者トラブルの未然防止のために、各地の消費生活センター等に寄せられた悪質商法や製品事故など注意すべき情報を、いち早く、わかりやすく皆さんの携帯電話やパソコンにお届けします。

登録の方法

- ①携帯電話またはパソコンから「anzen@shouhi.info」に空メールを送信
(登録用画面の返信メールがあります)
- ②長崎県消費生活センターホームページ「ながさき消費生活館」
(<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>)内の専用バナーより登録



こちらからも
アクセスできます。



長崎新聞「生活110番」に関するお詫びと訂正

7月27日付、長崎新聞「生活110番」の記載内容について一部事実誤認がありましたので、次のとおり訂正いたしますとともに、関係先にご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。

(訂正内容)

見出し及び文中に「有線テレビ」「CATV」と記載しておりましたが、正確には「ケーブルテレビ」ではなく「光通信を使ったネット映像サービス」でした。

なお、当該事業者は他県の事業者であり、県内CATV各社は掲載内容とは全く関わり合いがありません。

長崎県消費生活センター長

消費生活に関するご相談・お問い合わせ
及び商品テストについては

長崎県消費生活センター
(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)
〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階
TEL 095-824-0999
FAX 095-828-1014

計量器に関する
お問い合わせは

長崎県計量検定所
〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892
FAX 095-844-6608

編集・発行

長崎県消費生活センター
(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)
〒850-0057 長崎市大黒町3-1
長崎交通産業ビル4階
TEL 095-824-0999

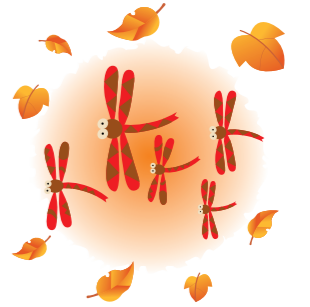
ホームページ「ながさき消費生活館」
<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>

長崎県 No.309 暮らしの情報

2011
9・10
月号

内容紹介

- 移動相談及び消費者トラブル講座の開催 (1)
- 平成22年度長崎県消費生活センターの相談業務の実施結果 (2~3)
- sapo之助の一口解説「グリーンコンシューマー10原則」 (3)
- お知らせ
社会生活基本調査(統計課) (4)
無料法律相談所の開設 (4)
登録受付中消費者サポートメール「sapo之助」 (4)



県の消費生活センターがあなたのまちで

移動相談及び消費者トラブル防止講座を開催

県消費生活センターの相談員が、あなたのまちで消費者トラブルの相談にお応えします。困ったこと、知りたいことがありましたら、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。また、「消費者トラブル防止講座」も併せて開催しますので、この機会に悪質商法の手口やその解決法について学んでみてはいかがでしょうか。

詳しくは下表の市町担当課にお尋ねください。



開催場所・時間

地区	会場	日 時
対馬市	対馬市交流センター	10月6日(木) 10:30~15:00
壱岐市	壱岐文化ホール	10月7日(金) 10:00~15:00
波佐見町	波佐見町総合文化会館	10月14日(金) 10:30~15:00
西海市	西彼保健福祉センター	11月2日(水) 10:00~15:00
時津町	とぎつカナリーホール	11月10日(木) 10:00~15:00
長与町	長与町ふれあいセンター	11月11日(金) 10:00~15:00

※8月~9月にすでに開催されている地区があります。ご了承ください。

お問い合わせ先

長崎県県民生活部食品安全・消費生活課 (長崎県消費生活センター)

電話 095-895-2320

こんな相談が寄せられました!!

平成22年度長崎県消費生活センターの相談業務の実施結果

相談件数は減少したが、前年度に続き高齢者の割合が増加

相談件数の推移

平成22年度に、県消費生活センターに寄せられた消費者相談件数は、前年度に比べて458件減少し、4,100件となりました。

苦情・相談の推移

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
受付件数	4,244	4,712	5,247	6,667	10,170	10,961	7,944	6,739	5,671	5,123	4,558	4,100
苦情相談	4,133	4,554	5,066	6,458	9,971	10,796	7,680	6,414	5,488	4,931	4,407	3,884
問 合 せ	110	158	181	209	199	165	264	325	183	192	151	216
増 減	526	468	535	1,420	3,503	791	-3,017	-1,205	-1,068	-548	-565	-458
率	14.1	11.0	11.4	27.1	52.5	7.8	-27.5	-15.2	-15.8	-9.7	-11.0	-10.0

苦情・相談の内容は、全体では①「デジタルコンテンツ」(携帯電話・パソコン等からインターネットを通じて得られる情報)関連が745件、②「フリーローン・サラ金」(ヤミ金を含む)関連が573件と多く、続いて③不動産貸借、④健康食品となっています。

苦情相談の内容

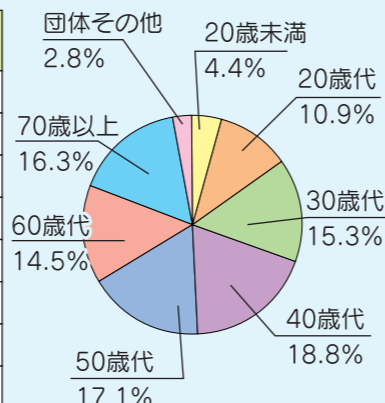
商 品			役 務 (サ ー ビ ス)		
1	健康食品	110 (① 132)	1	デジタルコンテンツ	745 (① 740)
2	自動車	62 (② 79)	2	フリーローン・サラ金	573 (② 595)
3	新聞	52 (④ 58)	3	不動産貸借	173 (③ 188)
4	ふとん類	49 (⑤ 48)	4	工事・建築	81 (⑤ 73)
5	音響・映像機器	47 (⑥ 47)	5	インターネット接続回線	67 (29)
6	書籍	39 (33)	6	生命保険	58 (④ 81)
6	パソコン類	39 (29)	7	修理サービス	50 (⑨ 39)
8	化粧品	38 (⑧ 41)	8	ファンド型投資商品	48 (27)
9	健康器具	33 (③ 69)	9	携帯電話サービス	40 (⑥ 50)
10	アクセサリ	28 (⑩ 34)	10	株	35 (22)
	商 品 計	1,252 (1,570)		役 務 計	2,632 (2,837)

()は平成21年度

年代別にみると、60歳代を除く全ての年齢層で減少しており、特に20歳代では20%を超える減少となっています。また、全体に占める60歳代及び70歳以上の高齢者層の割合が増加しました。

年代別件数(苦情の内訳)

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体その他	合計
男性	118	203	340	379	370	294	236	3	1,943
女性	51	219	253	353	293	268	399	7	1,843
団体								98	98
計	169	422	593	732	663	562	635	108	3,884
構成比	4.4	10.9	15.3	18.8	17.1	14.5	16.3	2.8	100.0
(前年)	188	550	731	782	795	546	695	120	4,407
(増減)	-19	-128	-138	-50	-132	16	-60	-12	-523
増減比	-10.1	-23.3	-18.9	-6.4	-16.6	2.9	-8.6	-10.0	-11.9



多重債務(債務が本人の返済能力を超えているもの)に関する相談

社会問題化している多重債務問題については、平成18年度の1,352件をピークに減少しており、平成22年度は356件となりました。

多重債務の原因は、生活費が39.9%で一番多くなっています。

被害救済額(県消費生活センターで被害を救済できた金額)

平成22年度の相談のうち、「クーリング・オフ」や「特定商取引法・消費者契約法」を活用した助言や斡旋により754件について、2億197万円を救済することができました。

高齢者を消費者トラブルから守るには

- 悪質商法のセールスマンの相手にはならないようにすること。
 - 絶対に家の中に入れない。
 - 声を掛けられても立ち止まって振り向かない。
 - 電話の誘いに応じない。
- 契約書に安易に署名しないこと。
 - 相手の言うことや契約の内容を理解し、確認するために子供、知人や日ごろ接する人に相談する。
 - 契約すべきかどうか考えるためその場で決めない。
- 高齢者に日頃から勇気を出して「いいえ。早く帰ってください。」とはっきり断ることを伝えておく。



sapo之助の 一口解説



「グリーンコンシューマー10原則」

グリーンコンシューマーとは、買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品やお店を選ぶ消費者のことをいいます。以下が「グリーンコンシューマー10原則」です。いくつ当てはまりますか？

- 必要なものを必要な量だけ買う。
- 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ。
- 包装はないものを最優先し、次に最小限のもの、容器は再利用できるものを選ぶ。
- 作るとき、使うとき、捨てる時、資源とエネルギー消費が少ないものを選ぶ。
- 化学物質による環境汚染と健康への影響が少ないものを選ぶ。
- 自然と生物多様性を損なわないものを選ぶ。
- 近くで生産・製造されたものを選ぶ。
- 作る人に公正な分配が保障されるものを選ぶ。
- リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ。
- 環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ。



「暮らしの豆知識」から